

3 鹿児島県の文化財等の概要

文化財は、保護法により、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つに分類されています。また、埋蔵文化財（第92条）や文化財の保存技術（第147条）についても保護の対象とされています。それぞれの文化財は、重要性や保存と活用の必要性等から、指定、登録、選択、選定がなされています。県では、国の制度を基に、指定制度を設けています。

指定等がなされているもの以外にも、近代以降の比較的新しい文化的な要素等、将来的に文化財となりうるものも保護を図る必要があります。

(1) 有形文化財（建造物、美術工芸品）

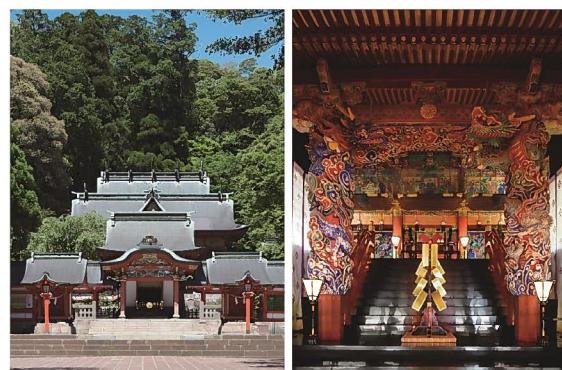
建造物と美術工芸品に区分され、国には指定及び登録の制度があります。また、特に価値の高いものは国宝となります。県では、指定の制度を設けています。

【基準】

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

ア 建造物

国宝として「霧島神宮本殿、幣殿、拝殿」、国の重要文化財として、「鹿児島神宮本殿及び拝殿、勅使殿 摂社四所神社本殿」、「旧鹿児島紡績所技師館（異人館）」、「旧集成館機械工場」等、県の有形文化財として「出水御仮屋門」等が指定されています。また、国の登録有形文化財として「山田の凱旋門」等があります。



霧島神宮
(国宝)

写真提供：霧島神宮

イ 美術工芸品

工芸品では国宝として「太刀 銘 国宗」、絵画では国の重要文化財として「絹本着色 八相涅槃図」、歴史資料で



太刀 銘 国宗
(国宝)

所有者：照國神社
写真提供：県歴史・美術センター黎明館
写真撮影：中村 晃

は国の重要文化財として「犬追物関係資料（島津家伝来）」等、考古資料では国の重要文化財として「^{まえぱる}前原遺跡出土品」、県の有形文化財として「阿久根砲」等、古文書では国の重要文化財として「新田神社文書」、県の有形文化財として「鹿児島神宮文書」等、彫刻では県の有形文化財として「吹上町田尻の金銅菩薩立像」等、書籍・典籍は県の有形文化財として「^{こんどう ぼさつりゅうぞう}敬天愛人 一幅」等が指定されています。

(2) 無形文化財

国には指定及び登録の制度、県では指定制度を設けています。

【基準】

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの

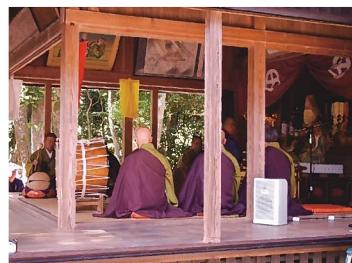
県の無形文化財として「薩摩琵琶」、「天吹」、「妙音十二樂」が指定されています。



薩摩琵琶
(県指定無形文化財)



天吹
(県指定無形文化財)



妙音十二樂
(県指定無形文化財)

(3) 民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）

有形と無形に区分され、国には指定、登録及び選択、県では指定の制度を設けています。

【基準】

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術（無形の民俗文化財）及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件（有形の民俗文化財）で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

ア 有形民俗文化財

県の有形民俗文化財として、「奄美大島のノロ関係資料」、「知覧の水車カラクリ」、「甑島の植物纖維衣料」等が指定されています。また、各地域の田の神や庚申塔、仮面等があり、特に、南九州を特徴付ける田の神像は多く指定されています。

イ 無形民俗文化財

国の重要無形民俗文化財として「南薩摩の十五夜行事」、「秋名のアラセツ行事」等の祭り・行事、「諸鈍芝居」等の民俗芸能、「与論島の芭蕉布製造技術」といった民俗技術等、県の無形民俗文化財として「川内大綱引」、「鷹踊」等が指定され、保存・継承されています。また、民俗芸能では太鼓踊りや棒踊りが各地で広く伝承されており、「伊集院町徳重大バラ太鼓踊り」、「新田神社の御田植祭に伴う芸能（奴踊、棒踊）」等が県の無形民俗文化財に指定されています。



南薩摩の十五夜行事（ソラヨイ）
(国指定無形民俗文化財)



与論島の芭蕉布製造技術
(国指定無形民俗文化財)



伊集院町徳重大バラ太鼓踊り
(県指定無形民俗文化財)

(4) 記念物（遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物）

国には指定及び登録、県では指定制度があり、指定等を受けたものはそれぞれ、史跡、名勝、天然記念物という名称で区分されます。

【基準】

- ア 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの
- イ 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの
- ウ 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの

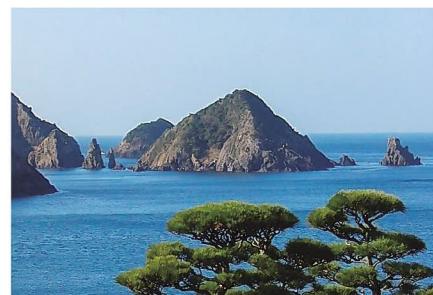
ア 史跡

旧石器時代の「立切遺跡」や「横峯遺跡」から、明治時代末から昭和初期までにかけて操業された「金山水車（轟製錬所）跡」まで、本県の長い歴史における多種多様な特徴を表す遺跡が指定されています。

イ 名勝

名勝は、自然の営為により作り出されたものを中心として構成される自然的名勝と、人間の行為により作り上げられたものを中心として構成される人文的名勝に分けられます。

自然的名勝では江戸時代の浮世絵師歌川広重の六十余州名所絵図にも主景として描かれる等、美しい景勝地として有名な「坊津」が国の名勝に指定されています。また、人文的名勝では、近世の庭園として「志布志麓庭園 天水氏庭園 平山氏庭園 福山氏庭園」や「知覧麓庭園」等が国の名勝に指定されています。さらに、国の登録記念物として、「清水氏庭園」、「鳥濱氏庭園」があります。



坊津
(国指定名勝)



喜入のリュウキュウコウガイ産地
(国指定特別天然記念物)



屋久島早崎海岸の鉱脈群
(県指定天然記念物)

ウ 天然記念物

国の特別天然記念物として「鹿児島県のツルおよびその渡来地」や「喜入のリュウキュウコウガイ産地」等、国の天然記念物として「ルリカケス」や「トゲネズミ」、「甑島長目の浜及び潟湖群の植物群落」等が指定されています。また、県の天然記念物として「イボイモリ」や「種子島のハナサンゴモドキ」、「屋久島早崎海岸の鉱脈群」等が指定されています。

(5) 文化的景観

国には、選定の制度が設けられています。

【基準】

棚田、里山、用水路等、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

本県で選定されている文化的景観はありませんが、将来的に残すべき景観地については、必要に応じて保護等の措置を講じていきます。

(6) 伝統的建造物群

国には、選定の制度が設けられています。

【基準】

宿場町、城下町、農漁村等、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

国の重要伝統的建造物群保存地区として、「南九州市知覧伝統的建造物群保存地区」、「出水市出水麓伝統的建造物群保存地区」、「薩摩川内市入来麓伝統的建造物群保存地区」、「南さつま市加世田麓伝統的建造物群保存地区」が選定されています。



薩摩川内市入来麓伝統的建造物群保存地区
(国重要伝統的建造物群保存地区)



南さつま市加世田麓伝統的建造物群保存地区
(国重要伝統的建造物群保存地区)

(7) 文化財の保存技術

国には、選定の制度が設けられています。

【基準】

文化財の保存のために欠くことのできない材料製作や、修理・修復等、伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの

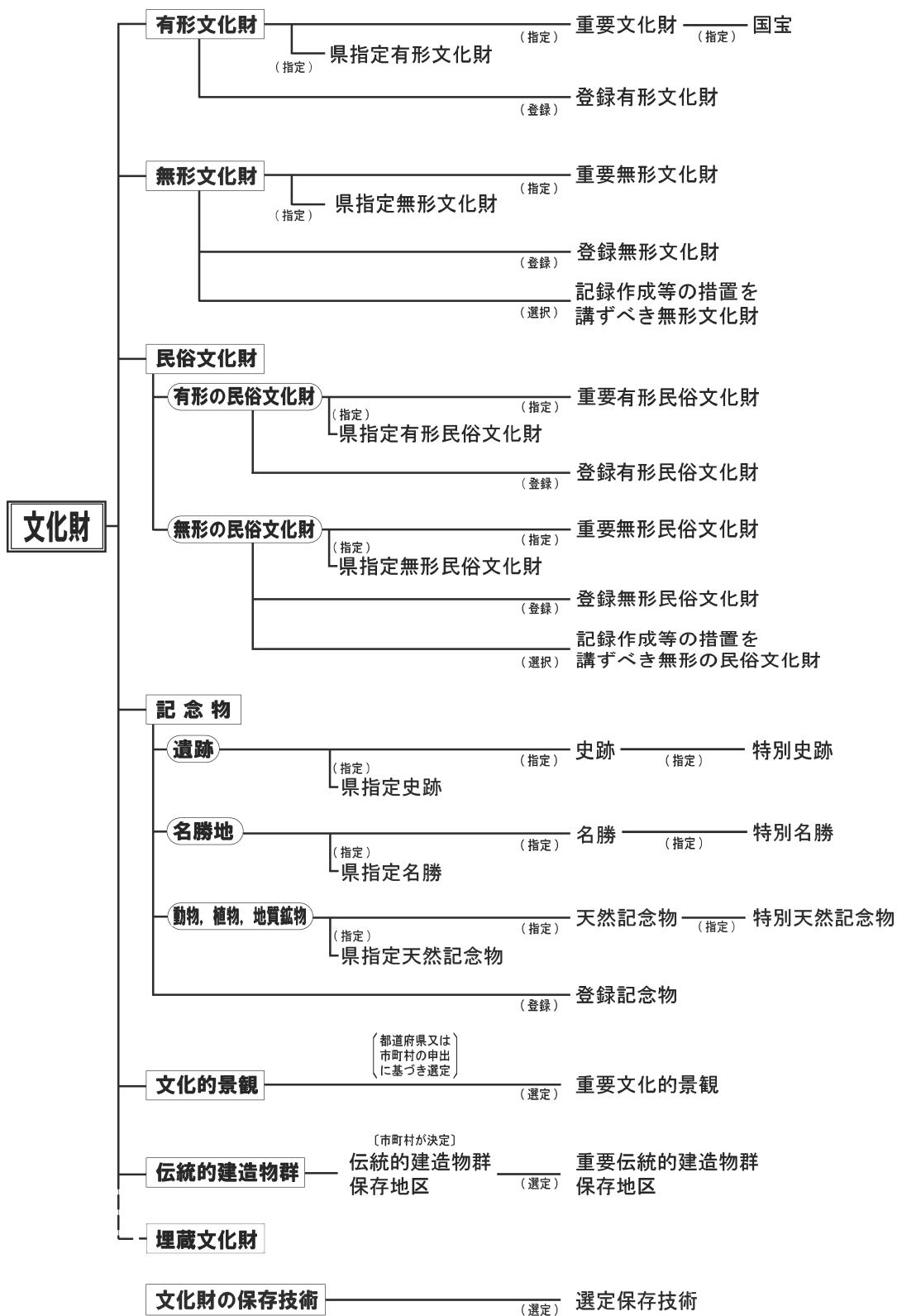
本県で選定されている文化財の保存技術はありませんが、将来へ継承すべき技術又は技能については、必要に応じて保護等の措置を講じていきます。

(8) 埋蔵文化財

【基準】

土地に埋蔵されている文化財

埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）は、全国で約46万か所（平成28年度文化庁調査）あります。本県には、旧石器時代から近現代までの周知の埋蔵文化財包蔵地が約8,500か所（令和2年度末現在）あり、全市町村に分布しています。



文化財の類型と指定等の制度

4 文化財の保存・活用に関する現状と課題

本県はこれまで文化財の保存・活用に取り組んできましたが、今後も社会の変化等に合わせた対応をとる必要があります。本項では、本県の文化財の現状と課題を5つの分野で整理しました。なお、防災や防犯については、第5章に記載しています。

(1) 文化財の調査・研究

これまで県では、国の補助金等を活用して特定の種類の文化財の悉皆的な調査を行ってきました（巻末 関連資料②参照）。また、貴重な文化財を調査することにより、郷土の文化財を正しく理解し、文化財愛護思想の一層の高揚を図ることを目的として、昭和28年度から「鹿児島県文化財調査報告書」を刊行しています。



文化財調査

このように、これまで各種の文化財調査を行ってきましたが、その実態把握は十分とは言えません。そのため、保護対策のとられていない文化財も多く存在します。本県の多様な歴史・文化を掘り起こし、後世に伝えていくためには分野に偏りのない網羅的な調査・研究が必要です。

特に、埋蔵文化財については、地下に存在するという性格上、未発見のものが多く存在することから、平時から分布調査の実施等を通じて埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握と周知に努める必要があります。

文化財の調査・研究に当たっては、地域で失われる可能性がある文化財の価値の適切な評価を行うためにも詳細な記録作成が必要であり、調査・研究の方法・内容の充実が求められます。また、複数の市町村にまたがる文化財では広域的な文化財の調査研究等の体制構築や連携も重要です。

調査研究の成果をまとめた報告書等は、印刷物が特定の機関のみに配布され、誰もが容易に参照できる状態ではないものも多く、さらなる調査・研究に活用しづらい状況にあることも指摘されています。

(2) 文化財の指定・登録等と保存・継承

文化財の指定等は、文化財保護の大きな柱です。指定・登録等がなされた文化財は保護法や保護条例等により、現状変更の制限等がなされている一方で、その所有者等に対して補助金を交付し、保存・活用を支援しています。文化財調査の成果をもとに、幅広

い分野にわたって、積極的に指定や登録等を行うことが求められます。

また、文化財を将来へ保存・継承していくためには、適切な記録とその保存、専門家等による現況の確認とそれに基づく必要な措置の実施、環境整備や小修理といった日常的な管理、維持管理に必要な修理・整備及びそれらに用いる材料等の確保等も必要です。

近年は特に、過疎化、文化財所有者等の高齢化による担い手不足等の問題が顕在化しており、様々な理由で失われつつある地域の文化財をどのように保存・継承していくかは大きな課題です。特に、無形文化財や無形の民俗文化財では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、行事・祭りを含めた様々な活動や人が集う機会が自粛・制約され、継承活動等への影響が深刻です。

未指定を含めた文化財の保存・継承のためには、より多くの人が文化財について興味・関心を持つことが大切であり、地域住民を中心とした多様な主体の参画により、地域社会総がかりで関係者の理解を求めながら、適切な保存・継承につなげていく取組が必要です。

(3) 文化財に関する財政措置

国・県指定の文化財の修理や用具の整備等に関しては、国と県の補助制度があり、予算の範囲内で事業者（所有者）、管理団体に財政支援を行っています。また、国指定の文化財には「国指定文化財等事業費補助金交付要綱」により県も随伴補助を行っています。

文化財の保存の措置である修理等の実施は、活用の観点からも重要ですが、修理等を含む維持管理に係る所有者等の経費負担は大きな課題

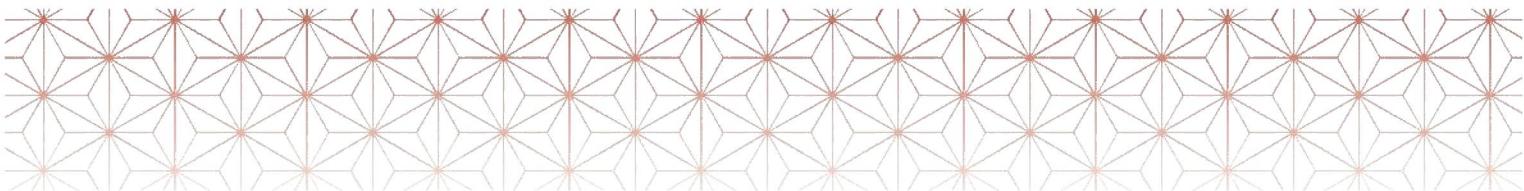
です。特に、建造物の保存は、修理を行う前のモニタリングも含め、適切な周期、材料、技術で修理を繰り返すことも必要であり、専門家の意見を踏まえた現状調査や設計、事業の実施までには長い期間を要することもあります。それには多額の経費がかかり、各種助成制度は整備されているものの、財源を十分に確保しなければ、所有者等の負担は重くなります。



マスク着用での行事の実施
（「屋久島の如竹踊り」）



建造物の修復
(出水市阿多邸)



また、文化財の活用には、個々の文化財をさらに訪れやすく、わかりやすく公開するための工夫と環境の整備が必要ですが、管理を含め、特に設備面の整備には多額の経費を要します。

これらのことから、国・県の補助金に限らず、民間を含めた多様な財源に関する情報収集が必要となります。

(4) 文化財に係る人材の育成

地方公共団体の文化財部局においては、少人数の職員が、専門性の異なる文化財に関する業務を一手に担っている場合があります。また、文化財に関する専門的な知識や経験が浅い職員が、単独で配置されているような場合もあります。他部局との人事交流により視野を広げることもできますが、人材の継続性が欠けるとそれまでに蓄積したノウハウが定着しない等の課題につながるため、専門的な人材の継続的な配置や資質の向上が不可欠です。専門職員の中でも、埋蔵文化財専門職員は多くの市町村で配置されている状況ですが、経験が浅い職員や専門職員が配置されていない市町村では独自の発掘調査や報告書作成が困難な場合があります。

また、文化財の調査や指定等に携わる専門家は限られており、特定の専門家が複数の自治体から依頼を受けて対応している状況もあります。文化財の巡視を行い、所有者等への指導等を行う文化財保護指導委員の確保も年々厳しくなっています。さらに、文化財は種別が多様であるため、幅広い文化財に対応できる人材を確保することも重要です。

専門家の確保に当たっては、人材の育成に加え、すでに専門的な技術や知識を有し、地域の中で文化財の価値を引き上げられる人材の把握が必要です。また、専門家の確保や育成のためには、地方公共団体の取組だけでなく、大学や民間企業・団体等との連携が必要です。例えば、歴史文化遺産の保全活用の手法を習得しているヘリテージマネージャーは、建造物の専門家として保存・活用の様々な場面での技術的な支援が期待されています。

さらに、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集、保管、展示とあわせてこれらの資料に関する調査研究を目的とする博物館等においても学芸員を配置・育成し、文化財の調査研究とその成果の社会への発信を促進することが求められます。

(5) 文化財の活用の推進

これまでの文化財行政は、より保存に重点が置かれてきたことから、活用に関する専門的な知識や経験が十分ではなく、文化財を活用した教育・地域振興・観光振興等の行政分野における様々な期待に十分に応えられていない現状があります。また、地域の特

徵を表すテーマやストーリーに基づく広域的視点による活用を行うことで、観光振興や地域振興につなげていく取組も求められます。そのため、観光等に関連する部局との密な連携も必要です。さらに、文化財保護行政部局と、博物館等の文化財を保管・展示する施設を所管する部局が必ずしも同一ではない場合もあるため、部局や機関間の連携も必要です。

文化財の活用のためには、地域の住民をはじめ、文化財と関わる多様な人々に理解と関心をもってもらえるよう、文化財の価値を積極的・効果的に発信する必要があります。情報発信に当たっては、先端技術を導入した展示等の工夫や、外国人による訪日旅行（インバウンド）の増加も視野に、多様な利用者の目線やニーズに合わせた情報の提供により、文化財の価値を的確に伝えることが求められます。さらに、建造物や情報発信の拠点となる博物館等の施設には、文化財の保護の観点からも耐震化等をはじめとする防災面を含めた維持・管理の対応も求められます。

学校教育においては、学校や文化財施設、関係機関とも連携し、文化財を郷土教育の素材として授業で取り入れるとともに、それを活用した出前授業や体験活動等を通じた郷土教育の取組の充実が求められます。